



下請法改正の概要

令和7年5月29日

弁護士 本田 祥馬

E-mail : honda_s@clo.gr.jp

第1 はじめに

令和7年5月16日、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（以下「本改正法」といいます。）が成立しました。本改正法は、「下請代金支払遅延等防止法」（以下「現行下請法」といいます。）及び「下請中小企業振興法」の一部を改正するものであり、施行日は令和8年1月1日です。

今回の改正の背景には、近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇があります。このような状況下で、中小企業を含む各事業者が「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するために、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくために、本改正は行われました。

本改正では、現行下請法で使われる「下請」という用語は発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えるという指摘を踏まえて、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等とするなど文言が変更されます。また、「下請代金支払遅延等防止法」という題名も「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に変更されます。

本稿では、今回の改正を「本改正」、改正後の「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」を「新法」とし、現行の運用と本改正の違いが一見して明らかでない部分について解説することといたします。また、現行下請法に言及する場面では現行下請法の文言を、新法に言及する場面では新法の文言を用いて解説します。

第2 本改正の概要

1 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（新法5条2項4号）

(1) 概要

本改正では、中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合

において、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じないことや、委託事業者が必要な説明又は情報の提供を行わないことにより、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定が新設されました。

(2) 目的

この規定は、買ったとき規制に類するものとされていますが、現行下請法の買ったとき規制（現行下請法4条1項5号）では、下請代金の額が「通常支払われる対価に比し著しく低い」ことが要件の1つでした（対価要件）。ここで、「通常支払われる対価」とは「市価」のことと解され、市価の把握が困難な場合には運用上の工夫として「従前の対価」が「市価」として取扱われていました。つまり対価要件該当性は、下請代金が従前の対価と比べて著しく低い水準まで引き下げられているかによって判断されていました。

しかし近年、コストが上昇した場合に、価格は「従前の対価」から引き下げられてはいないものの、下請業者だけがコスト上昇の負担を引き受けさせられるという事態が発生していました。このような状況下で適切な価格転嫁が行われるための取引環境を整備するため、新法5条2項4号が新設されました。

(3) 現行の運用からの変更点

中小企業庁の資料では、現行下請法の買ったとき規制が「対価」に着目したもので、新法5条2項4号は「交渉プロセス」に着目したものであると説明されています¹。

しかし、現行下請法の運用基準には「交渉プロセス」に着目するという視点はすでに存在していました。

すなわち、現行下請法の運用基準²では、「買ったときに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する」とされています。

また、買ったときに該当するおそれのある行為の例として、

- ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メ

¹ 中小企業庁「下請法・下請振興法改正法案の概要」（令和7年3月）。

² 公正取引委員会事務総長通達「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（令和6年5月27日）。

ール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことが挙げられています。

さらに、当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うとされています。

運用基準を踏まえると、従前から取引価格の市価との乖離ではなく協議の不十分性に着目した規制は行われており、本改正は従前の運用を明文化したに過ぎないとも考え得るところです。

一方で、協議における説明や情報提供が不十分な場合を規制するなど、本改正は、現行の運用を明文化しつつ一步踏み込んだものとも評価できるとも考えられます。

中小企業庁「下請法・下請振興法改正法案の概要」でも、新法5条2項4号は従前の運用の明文化に過ぎないとの説明はされておらず、今後は従前許されていた行為であれば問題ないとするのではなく、今後の実務の動向を注視して新法を解釈する必要があります。

2 手形払等の禁止（新法5条1項2号）

（1）概要

本改正では、本法上の支払手段としては手形払いを認めず、電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないとする規定が新設されました。

（2）目的

この改正は、支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている中で、時代の変化やDX化に伴い約束手形は廃止することが合理的であるという時勢の変化を踏まえて、現行下請法の規定を、中小受託事業者を保護する方向に改正したものです。

（3）現行の運用からの変更点

ア 手形について

現行下請法には手形払いに関する規定として、親事業者が下請事業者から給付を受領した日から60日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払わないことを禁止する規定（現行下請法4条1項2号）と、下請代金の支払について一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形を交付することを禁止する規定（現行下請法4条2項2号）があります。

また、運用上、支払期日までに割引による現金化が可能な手形が交付された場合には、対価の「支払」が支払期日までになされたものとして、支払遅延には該当しないものと取り扱われてきました。そして、現在の運用では、業種を問わず手形の交付日から手形の満期までの期間（以下「手形期間」とします。）が60日を超える長期の手形を交付した場合、「割引を受けることが困難であると認められる手形」に該当するおそれがあるとされていました³。

これに対して、本改正では、代金の支払として手形を交付しても代金を支払ったことにならないとされ（新法5条1項2号）、今後は、手形による支払は委託事業者から中小事業者に対する支払としては一切認められないことになりました。

現行下請法では手形期間が60日以内の手形による支払は認められていたのに対し、本改正では手形による支払は完全に禁止とされているので、手形を支払いに用いている事業者の方は別の支払方法へ変更する準備が必要です。

イ 電子記録債権、一括決済方式（ファクタリング等）について

以下では、電子記録債権を念頭において解説しますが、一括決済方式（ファクタリング等）に対する規制についても同様の解説が妥当します。

まず、現行下請法4条1項2号との関係で、電子記録債権による支払が対価の「支払」に当たるかという論点があります。しかし、この点については、手形による支払と同様、給付の対価の債権者が当該対価の支払期日までに、対価の額の全額について割引による現金化が可能な電子記録債権の発生記録または譲渡記録を受けた場合には、対価の「支払」が支払期日までになされたものとして、支払遅延には該当しないものと取り扱われていました⁴。また、供給者が電子記録債権の発生記録または譲渡記録を受けた日から電子記録債権の満期日までの期間が長期にわたる場合にはそれだけ供給者が負担するコストの額も大きくなる⁵ため、サイトを60日以内とすることが求められています⁶。

これに対し、本改正では、委託事業者の禁止行為として、「製造委託等代金を支払期日の経過後なお支払わないこと（当該製造委託等代金の支払について、金銭及び手形以外の支払手段であって当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用する

³ 公正取引委員会事務総局官房審議官通知「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」（令和6年4月30日）。

⁴ 公正取引委員会事務総長通達「電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の下請代金支払遅延等防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の運用について」（平成21年6月19日）。

なお、一括決済方式については、公取委告示「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」（平成16年3月8日）。

⁵ 長澤哲也『優越的地位濫用規制と下請法の解説と分析（第4版）』（商事法務、2021年）237頁。

⁶ 公正取引委員会事務総長通達「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日）。

ことを含む。）」が追加されました（新法5条1項2号）。これは、手形支払が一切禁止とされたのとは異なり、一定の要件のもとで電子記録債権による支払は認められたということを意味します。

もっとも、現行の運用と比較すると、新法では、電子記録債権の利用については、支払期日の時点で、代金に相当する金銭（手数料を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない⁷とされています。つまり、新法下で電子記録債権を用いて支払をする場合には、支払期日時点で支払代金満額を中小受託事業者が得られる値段設定にする必要があり、支払期日時点で手数料を含む満額を受けられる金額設定である必要がなかった現行の運用よりも厳格になっていると言えます。

3 運送委託の対象取引への追加（新法2条5項、6項）

（1）概要

本改正では新たな本法の対象類型として、発荷主（例：部品メーカー、卸売業者等）が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引が追加されました。

（2）目的

現行下請法では、運送事業者が、請け負った貨物運送のうちの一部を他の運送事業者に委託する行為（物品の運送の再委託）は、「役務提供委託」（現行下請法2条4項）として下請法の対象となる取引とされています。しかし、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する行為（物品の運送の委託）は下請法の対象となる取引とはされておらず、独占禁止法の物流特殊指定⁸で対応されていました。

本改正は、発荷主から元請運送事業者への委託が本法の対象外とされ独占禁止法で対応している現状は事業者にとって分かりにくいこと、立場の弱い物流事業者が荷役や荷待ちを無償で行わせられているなど荷主・物流事業者間の問題が顕在化していることを改善するために行われたものです。

（3）現行法からの変更点

独占禁止法の物流特殊指定では、一定の要件を満たす特定荷主と物流事業者の関係を規律しています。具体的には、対象となる事業者は、現行下請法の製造委託等の資本金区分（現行下請法2条7項1号、2号、同条8項1号、2号）と同様の要件を満たす事業者と、「優越的地位に立つ事業者」と「取引上の地位が劣っている事業者」とであるとされています。

⁷ 中小企業庁「下請法・下請振興法改正法案の概要」（令和7年3月）。

⁸ 公正取引委員会告示「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」（平成16年3月8日）。

物流特殊指定では、現行下請法でいう親事業者の禁止行為（現行下請法 4 条 1 項）の一部を規制していただけでした。しかし、発荷主と運送事業者の関係を新法で規制することになると、委託事業者には現行下請法 4 条 1 項各号の行為の一部が禁止されるだけでなく、書面の交付義務（新法 4 条）なども追加的に課されることとなります。これまで発荷主には書面の交付義務は課されていなかったため、この点には注意が必要です。

また新法は、現行下請法と同様の資本金区分に加えて、下記のとおり従業員基準でも適用対象を決めることとする（新法 2 条 8 項、9 項）ため、適用対象が若干変更されていることに注意が必要です。

4 適用対象における従業員基準の追加（新法 2 条 8 項、9 項）

（1）概要

現行下請法の適用対象は資本金基準と取引内容によって定められていましたが、本改正ではこれまでの資本金基準に加えて、従業員数で適用対象を決める基準が追加されました。基準となる人数は業種によりますが、たとえば製造委託等においては「従業員 300 人超の事業者」が「従業員 300 人以下の事業者」と取引をする場合、「委託事業者」と「中小受託事業者」に当たるとされます。

（2）目的

本改正は、実質的な事業規模は大きいものの当初の資本金が少額であったり減資をしたりしたことによって現行下請法の対象とならないようにしたり、現行下請法の適用を逃れるために受注者に増資を求める発注者が存在したりするなどの規制の潜脱を防ぐために行われました。

（3）現行法からの変更点

現行下請法では資本金のみを基準に適用対象か否かを判断できていましたが、今後は従業員数が一定数を超える事業者が取引をしようとする場合、取引相手の従業員数を確認する必要があります。従業員数は登記簿に記載がないため、履歴事項全部証明書を取得しても確認することができません。そのため、基本的には相手に確認する必要があります。

また、従業員数が一定数を超えない会社は自ら取引相手に従業員数を確認する必要はありませんが、取引相手からの従業員数の確認要求に応えなければならないという負担が生じます。

さらに、従業員数は資本金と異なり変わっていくものなので、1 度確認すれば良いわけではなく定期的に確認すべき場合も生じうると考えられます。

この改正は、現行下請法の運用との関係で法的問題が生じるものではないですが、

実務に与える影響は大きいと考えられますので、今後の中小企業庁の発表などを注視しつつ必要な対応を取ることが求められます。

5 その他の改正

ここまで解説した部分以外にも、以下の改正が行われています。

- ・事業所管省庁の主務大臣に委託事業者に対する指導・助言権限を付与する（新法 8 条）。
- ・「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する（新法 5 条 1 項 7 号）。
- ・専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、金型と同様に製造委託の対象物として追加する（新法 2 条 1 項）。
- ・書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする（新法 4 条）。
- ・遅延利息の対象に減額を追加し、代金の額を減じた場合、起算日から 60 日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、遅延利息を支払わなければならないものとする（新法 6 条 2 項）。
- ・既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備し、勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにする（新法 10 条）。

第3 最後に

以上、本改正の概要について解説いたしました。本改正により、下請法の適用範囲が拡大していることは明らかですが、現行下請法の運用との相違点が判然としない部分も存在します。適用対象となりうる事業者の皆様につきましては今後の実務の動向を注視する必要があります。

本改正についてご不明点がございましたら、弊所または当職までご相談ください。

以上

当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)